

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	取手市教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	取手市立取手小学校	459 名	27 名

【事業概要】

1 モデルスクールの特色

本モデル事業では、特別支援学級在籍児童を含む配慮を要する児童に対して、効果的な合理的配慮及びユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備の在り方についての実践に主眼を置くことにした。

実践校においては、これまで取り組んできたユニバーサルデザインの考えと基礎的環境整備との関係を整理し、その上で児童それぞれの教育的ニーズに応じた合理的配慮とその効果について検証することを目指すことにした。

取手小学校は、特別支援学級に在籍する児童数が比較的多く、また、以前から「ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり」を校内研修のテーマとして設定し、教育上の特別な支援を必要とする児童だけでなく、全ての児童にとっても有効で、よりわかりやすい指導及び支援の実践を目指して取り組んできた。こうした実績もあることから、モデル校として適していると考えた。

2 取組の概要

(1) 教育委員会のモデルスクールへの支援に関わる取組内容

市教育委員会においては、本事業の実施に伴う運営委員会・検討委員会の委員として参加し、研究の方向性や進捗についての確認及び助言を行った。また、教育上の特別な支援を必要とする児童が在籍する学級の授業視察を行い、効果的な合理的配慮について助言を行った。さらに、実践校の校内研修に参加し、実践校の全教職員に対するインクルーシブ教育に関する共通理解を図るべく、指導や助言等を行った。

(2) 児童の合理的配慮を図るために学校として行った取組内容

より効果的な合理的配慮を図るため、運営委員会や検討委員会において得られた専門家協力員等の助言を踏まえ、個別の教育支援計画とは別に、「合理的配慮決定のためのシート」を作成した。合理的配慮の決定に際しては、保護者との面談を行い、保護者の願いを聴取した上で、担任が目指す支援上の目標との間で合意形成を図った。具

体的な合理的配慮の内容については、合理的配慮協力員による検査や見取りの結果を踏まえ、検討委員全員による会議において決定された。

(3) 「合理的配慮協力員」の活動

合理的配慮協力員の主な役割としては、対象児童の授業中の見取りやWISC等の検査を実施し、対象児童の障害特性や効果的な合理的配慮の在り方について助言するとともに、決定された合理的配慮の効果等を記録・整理した。合理的配慮協力員の活動実績としては、年間 54 日(360 時間)であった。

3 成果と課題

(1) 成果

実践校は、これまでも「授業中でのユニバーサルデザイン」に関する研修に取り組んできており、インクルーシブ教育システム構築の上での基礎的環境整備が図られていた経緯がある。そのため、教育上の特別な支援を必要とする児童に対して、どのような合理的配慮がより効果的であるかを教員同士が共通認識することが比較的容易であり、効果的な取組につなげることができた。

合理的配慮を決定する上では、保護者との相談を通して合意形成が図られていたため、スクールカウンセラーと保護者との面談や医療機関との連携についてもスムーズにできた。

また、市教育委員会では学校訪問を通して、市内各校に、合理的配慮及びユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりについて指導・助言を実施し、教員の意識の高揚と授業の改善を図った。

これらの取組を踏まえて、平成 26 年度は、市教育委員会主催による「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の実践校による発表会を開催し、市内全校で取組の内容を共有する予定である。

(2) 課題

実践校は、ユニバーサルデザインを取り入れた学習指導が充実しているが、どの学校でもユニバーサルデザインの授業が整備されているわけではない。インクルーシブ教育システムを構築していくには、合理的配慮を提供することはもちろん、そうした取組を参考にしたユニバーサルデザインの学習指導を段階的に整備し、全ての児童にとって学びやすい環境づくりに努める必要があると考える。

また、コミュニケーション能力に課題のある児童に対しては、通常の授業の中に取り入れることのできる合理的配慮に加え、SGE（構成的グループエンカウンター）やSST（ソーシャルスキルトレーニング）等を意図的に取り入れた活動も必要になると考える。

平成 26 年度は、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりの推進、基礎的環境整備と合理的配慮との関係の明確化、対象児童への合理的配慮の観点に基づいた

支援状況の整理、合理的配慮の観点での個別の教育支援計画の充実、保護者との合意形成を踏まえた個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成等に重点を置き、継続した取組を進めて、特別支援教育の一層の推進につなげてまいりたい。